

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第5号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年12月26日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定め和解することについて

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

令和4年7月14日午後2時30分頃、幕別町字古舞694番地付近の町道糠内古舞線において、スクールバス運行業務（古舞線）の受託者が学校行事を終えて帰校する途中で古舞小学校の駐車場に入るため右折しようとしたところ、糠内方面へ東進中の相手方の車両がスクールバスを追い越した際に衝突し、スクールバスの運転席側フロントバンパーと相手方の車両の助手席側後部席ドアからリアタイヤフェンダーにかけて物的損害が生じたため、過失割合（町50%、相手方50%）により計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものである。

2 損害賠償額

138,500円

3 損害賠償及び和解の相手方

町外在住の方

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。